

魚津市で働くみなさま・企業のみなさまへ

企業立地・販路拡大・スキルアップ等を応援します！

魚津市の中小企業のみなさまへ

中小企業とは、中小企業基本法第2条に定める法人・個人です。
条件にあてまはる自営業主なども制度をご利用いただけます。

特許等の取得や販路拡大を支援します。

1 中小企業等活性化支援事業助成金

対象事業	ビジネスフェア等出展	ホームページ作成	動画作成	特許等取得事業
助成要件	市内中小企業が自社製品などを富山県外に出展すること。	自社のホームページを新規に作成すること。（既にホームページを持っている企業は除きます。）	自社のPR動画を作成すること。	中小企業が弁理士に依頼し、産業財産権（特許権、実用新案権、意匠権及び商標権）を取得すること。
対象経費	出展料、出展小間料（海外出展の場合、上記に加え通訳報酬、展示品運送費）	作成委託料、ホームページ作成に必要なソフト購入費	作成委託料、動画作成に必要なソフト購入	出願にかかる弁理士費用
助成額	対象経費の 4分の1			
限度額	5万円	5万円	5万円	20万円

従業員のスキルアップを支援します。

2 職業能力開発支援事業助成金

助成要件	北陸職業能力開発大学校が実施する職業能力開発セミナーを従業員に受講させること。
対象経費	セミナー受講料（オーダーメイド型含む）
助成額	対象経費の 3分の1 限度額 受講した従業員1人につき 2万円

国際標準化機構規格（ISO 規格）の取得を支援します。

3 国際標準化機構規格取得助成金

助成要件	市内の工場等において、国際標準化機構規格（ISO 規格）を取得すること。
対象経費	規格認証を取得するために審査登録機関に支払った審査登録に要する経費（申請料・書類審査料・実地審査料・登録料）
助成額	対象経費の 4分の1 限度額 50万円

障害者を雇用された事業所を支援します。

4 障害者雇用奨励金

助成要件	特定求職者雇用開発助成金（厚生労働省）の支給対象となる市内障害者を、常用雇用すること。	職場適応訓練費（厚生労働省）の支給対象となる市内障害者を、訓練終了後に常用雇用すること。
助成額	常用雇用1人につき月額 2,000円 （最長36か月）	

融資の保証料や支払利子を助成し、事業所の資金繰りを支援します。

5 制度融資保証料助成

助成要件	富山県小口事業資金保証融資、富山県設備投資促進資金保証融資または魚津市独立開業資金保証融資を利用すること。（ただし個人事業の場合は、魚津市に住所を有する者に限る。）
助成額	信用保証協会に支払う保証料の 100%

6 利子助成

助成要件	小規模事業者経営改善資金（マル経資金）または生活衛生事業者経営改善資金（エイ経資金）の融資を受けること。（ただし魚津市内に事業所を有する者に限る。）
助成額	支払利子の 30% （初回の支払から24か月目まで）

魚津市で企業立地されるみなさまへ

企業の新規立地・増設・移転・設備投資に対して助成します。

7 企業立地助成金（一部県助成併用）

※**11**見学体験施設の立地に対する助成金、**12**物流業務施設立地助成金、**13**雇用拡大奨励金、**14**サテライトオフィス設置促進助成金との併用不可

① 工場・事業所の新設・増設に対する助成

【対象業種】 **県助成** 製造業、ソフトウェア業、情報サービス関連産業、デザイン業

市単独 県指定業種の他、市長の特に認める業種（成長産業分野の事業）

○製造業（ただし、市長が特に必要と認めるものについては、非製造業にもこの表の助成額を適用）

助成区分	市単独	県助成併用		
		通常	大規模特認	スーパー特認 （産業構造の高度化に資すると市長が特に認めるものに限る）
投下固定資産額	1 億円以上	5 億円以上	投下固定資産額 50 億円以上 または 新規雇用 60 人以上	100 億円以上
新規雇用	3 人以上	10 人以上		100 人以上
助成額	取得額の 10% 限度額 3,000 万円	取得額の 10% 限度額 2 億円	取得額の 10% 限度額 5 億円	取得額の 10% （100 億円超の部分については、取得額の 2%） 限度額 30 億円

※通常の区分において、サプライチェーンを見直して県内回帰を行う場合は、投下固定資産額の要件を 1 / 2 に緩和する。

この適用は令和 8 年 3 月 31 日までに工場等の設置工事に着手する者に限る。

○非製造業（主に、ソフトウェア業、情報サービス関連産業、デザイン業）

助成区分	市単独	県助成併用		
		通常		大規模特認
		ソフトウェア業、 情報サービス関連産業	デザイン業	
投下固定資産額	3,000 万円以上	5 千万円以上		投下固定資産額 50 億円以上 または 新規雇用 60 人以上
新規雇用	1 人以上	10 人以上	5 人以上	
助成額	取得額の 5% 限度額 1,000 万円	取得額の 5% 限度額 1 億円		取得額の 5% （100 億円超 の部分については、取得額の 1%） 限度額 15 億円

※新規雇用者に新たに市外から転入する従業員が含まれている場合、新設にあっては当該従業員 1 人につき 1.5 人、増設にあっては当該従業員 1 人につき 2 人として算定する。（ただし、この規定を適用するのは、市単独の助成を活用する場合に限る。）

※ 1 工場敷地あたりの通算助成限度額は、10 億円とする。ただし、スーパー特認の適用を受ける場合は、50 億円とする。

② 本社機能の県外からの移転に対する助成

【対象業種】 全業種（部門：調査及び企画部門、情報処理部門、研究開発部門、国際事業部門、情報サービス事業部門、その他管理業務部門）

助成区分	県助成併用			
	通常		大規模特認	
投下固定資産額	5,000 万円以上		100 億円以上	
新規雇用	5 人以上		60 人以上	
助成額	土地・建物・設備取得額の 10% （100 億円超の部分については、取得額の 2%）		事務所移転費（書類、什器、 備品等の運搬費）の 50%	移転従業員及びその同居 家族の転居費の 50%
	限度額 5 億円		移転従業員が居住する社 員寮の設置費の 10% 限度額 30 億円	

※本社機能の移転をする者が中小企業者である場合は、新規雇用 1 人以上とする。

7 企業立地助成金に加えて、以下の 8～10 の助成金も申請が可能です。

8 工場環境整備助成

【助成要件】 **7 企業立地助成金**のうち、①工場・事業所の新設・増設に対する助成の対象となる事業

助成区分	県助成併用
投下固定資産額	5 億円以上（デザイン業の場合は 1 億円以上）
新規雇用	＜新設＞20 人以上（デザイン業の場合はデザイナー 5 人以上） ＜増設＞60 人以上
助成額	環境整備費（廃棄物処理施設、消雪装置等）の 3 分の 2 または 新規雇用者 1 人につき 20 万円 のいずれか低い額 限度額 6,000 万円

9 賃借料助成

【助成要件】 7 企業立地助成金の対象となる事業

助成額	土地及び建物の賃借料の 40%（最長 3 年間）	限度額 300 万円（1 年あたり）
-----	--------------------------	--------------------

10 電気料助成

【助成要件】 7 企業立地助成金のうち、①の対象となる事業で【新設】の場合、または②の対象となる事業

助成額	電気料金の 25%（最長 5 年間）	限度額 500 万円（1 年あたり）（契約電力 1,500kw 以上の場合は 1,000 万円）
-----	--------------------	--

その他の事業所等の新規立地・増設・設備投資に対する助成制度

11 見学体験施設の立地に対する助成金

※7 企業立地助成金との併用不可

【対象業種】 製造業

助成区分	県助成併用
投下固定資産額	建屋及び償却資産 5,000 万円以上
助成額	建屋及び償却資産の取得額の 3 分の 2（県 1/3、市 1/3） 限度額 4,000 万円（県 2,000 万円、市 2,000 万円）
その他	年間 5,000 人以上の来場が見込める施設であること

12 物流業務施設立地助成金

※7 企業立地助成金との併用不可

【対象業種】 製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業又は小売業の事業者が設置する倉庫、配送センター

助成区分	県助成併用
投下固定資産額	<新設> 5 億円以上 <増設> 15 億円以上
新規雇用	<新設> 10 人以上 <増設> 15 人以上
助成額	土地、建物及び償却資産の取得額の 5%（県 1/2、市 1/2） 限度額 1 億円
その他	高速自動車道国道のインターチェンジ、鉄道の貨物駅、港湾、漁港、空港、流通業務団地、工業団地及び卸売市場の周辺 5 km の区域内の立地であること。

13 大規模投資に伴う雇用拡大奨励金

※7 企業立地助成金との併用不可

助成区分	市単独
投下固定資産額	5,000 万円以上（毎年 1 月から 12 月までの期間において市内事業所に設置する新規又は中古で取得した償却資産のみ対象）
雇用要件	市内事業所で雇用する従業員（市内在住者）が 5 人以上増加すること
助成額	増加した従業員（市内在住者）1 人につき 50 万円 限度額 500 万円
その他	令和 2 年 1 月 1 日から令和 4 年 12 月 31 日までに行った設備投資が対象

※申請時期は、設備投資を行った年の翌年 4 月～6 月となります。

魚津市でサテライトオフィスを設置されるみなさまへ

14 サテライトオフィス設置促進助成金

※7 企業立地助成金との併用不可

【対象業種】 製造業（研究開発オフィス限定）、情報サービス業、インターネット付随サービス業、映像・音声・文字情報制作業、
広告業、デザイン業、コールセンター業、学術・開発研究機関

【助成要件】 次のいずれにも該当するサテライトオフィスを県外企業が新設すること。

- ・サテライトオフィスに 1 人以上の従業員が配置されていること。
- ・サテライトオフィスの転賃借契約を締結していないこと。



「魚津市ホームページ」

区分	助成対象経費	補助率	助成金限度額	助成期間
開設費	① 内装改修経費 ② インターネット等回線工事費 ③ 建物セキュリティ経費	50%	100 万円	サテライトオフィスの新設に対し 1 回限り交付
運営費	① 土地及び建物の賃借料（敷金、礼金、共益費等を除く） ② 通信回線使用料 ③ 情報システム保守料	30%	10 万円（月額）	新設したサテライトオフィスにおいて事業を開始した月から 24 月 が経過するまで

魚津市内のオフィスとしての利用可能物件の例は、右上の QR コードからご確認ください。

魚津市で事業を始めるみなさまへ

魚津市内で新たに起業される方を支援します。

15 創業者支援事業助成金

助成対象	以下のいずれかに該当する方 ・ 事業を営んでいない方が魚津市内で新たに事業を開始すること ・ 魚津市外で既に事業を営んでいる方が魚津市内で新たに事業を開始すること（個人・法人は問わない） ・ 魚津市内で既に事業を営んでいる方が「異なる分野」の事業を開始すること（業務の拡張は対象外）	
助成種別（※1）	改装助成金	奨励金
対象経費	貸店舗等の改装工事にかかる費用	新規創業にかかる費用
助成額（※2）	基本助成率：対象経費の 3分の1 （限度額 50万円 ）	基本額 10万円

※1 改装助成金、奨励金は、いずれかを選択して申請すること。

※2 創業日において「40歳未満」「女性」「特定創業支援事業の支援を受けた事業」などの場合、助成額に加算がある場合があります。詳しくはお問い合わせください。（特定創業支援事業：魚津市創業支援等事業計画に位置付けられた事業。例：アシシステム税理士法人主催「とやま創業スクール」）

魚津市内の事業承継を推進します。

16 魚津市事業承継推進補助金

助成対象	以下の全てに該当する方 ・ 市内に本店がある法人又は市内在住の納税地である個人事業主 ・ 概ね従業員数が6人以上の事業者（卸売業・サービス業・小売業以外の業種であれば従業員数21人以上） ・ 認定申請以前に3年以上市内で事業を継続していること。 ・ 富山県事業承継・引継ぎ支援センターの実施する事業承継相談を受け、事業承継計画を策定した者 ・ 親族間の承継でないこと（法人代表者又は個人事業主の3親等以内の人物が後継者の場合は補助対象外） ・ 補助金の認定から5年以内に事業承継を完了すること。			
補助対象経費	事業承継計画書に基づき実施される次の費用	・ 専門家活用費	・ マーケティング調査費	・ 広告宣伝費
助成額	対象経費の 1/2 （上限 50万円 ）			

その他の支援制度

職業訓練を支援します。

17 中高年齢者技能再訓練奨励金

公立の職業訓練施設（富山技術専門学院、富山職業能力開発促進センター）に入校し、職業訓練を受けた離職者の方に、奨励金を交付します。

助成額	【訓練時間 300 時間未満】 1万円	【訓練時間 300 時間以上】 2万円
申請期限	所定の課程を修了した日から 30 日以内	
交付要件	・ 魚津市内に2年以上在住し、入校時に45歳以上65歳未満であること。 ・ 公立の職業訓練施設に入校し、所定の課程を修了すること。 ・ 離職者であること。	

内職相談のご案内

18 内職相談

家庭の事情（子育て、定年、介護等）によりご自宅での仕事をお探しの方を対象に内職相談を実施していますので、お気軽にご相談ください。

相談時間	月曜日から金曜日 午前8時30分～午後5時15分
相談場所	魚津市役所3階 商工観光課

より詳細な情報は魚津市ホームページでご確認いただけます。
不明点や手続き方法についてはお問合せください。

◇各助成金の予算には限りがあります。申請予定の場合は必ず事前にご相談ください。

【ご相談・お問合せ先】

富山県魚津市商工観光課（TEL：0765-23-6195 FAX：0765-23-1060）

【魚津市ホームページ】

右のQRコードから該当ページをご確認いただけます。

